

2010年度 同志社大学大学院
司法研究科法務専攻（法科大学院）専門職学位課程
入学試験 第2次審査
試験問題

法律科目試験
(行政法)

解答用紙は問題ごとに分かれているので、注意すること。

[注意]

1. 試験開始の合図があるまで、この表紙を開けてはいけない。
2. 資料として配付する六法もケースに入れて机の上に置き、試験開始の合図があるまで、開けてはいけない。また、六法に傍線等書き込みや折り曲げをしてはいけない。
3. 筆記用具（ペンまたは鉛筆）、消しゴム、下敷き（ただし、下敷き使用の場合は監督者の許可を得ること）、その他監督者が特に許可したもののほかは使用できない。これ以外の携行品は、監督者の指示に従って所定の場所に置くこと。なお、ラインマーカーや色鉛筆等の使用は、問題検討のために問題紙に限り使用を認める。解答用紙への使用は認めない。修正液、修正テープの使用は認めない。シャープペンシルの使用は認めない。
4. 問題紙の本文は、2頁ある。試験開始後ただちに欠落や印刷の不鮮明な箇所がないか確認すること。欠落や印刷の不鮮明な箇所がある場合は、手を挙げて監督者に知らせること。
5. 解答用紙は、第1問が1枚、第2問が1枚の計2枚である。解答用紙の左上にそれぞれ問題番号が記載されているので、必ず対応する解答用紙に解答を記入すること。
6. 各解答用紙の左下に受験番号の記入欄がある。受験番号を正確・明瞭に記入すること。
7. 試験開始後は、終了まで試験場から退出できない。
8. 試験はすべて監督者の指示によって行う。監督者の指示に従わない場合や不正行為を行ったときは、試験場から退出させる。
9. 試験中に気分が悪くなる等やむを得ない場合は、黙って手を挙げ、監督者の指示に従うこと。
10. 試験終了の合図とともに、すみやかに筆記具を置き、監督者の指示を待つこと。許可があるまで試験場を退出できない。
11. 試験終了後、問題紙は各自持ち帰ること。
12. 携帯電話やPHS等の通信機器の使用は認めない。電源を切ってカバン等にしまうこと。
13. 試験時間中の飲食は禁止する。ただし、水分補給のため、ふた付きのペットボトル（ペットボトル以外は不可）に入った飲料を持ち込んで飲むことを認めるが、机の上に容器を置かず、必ずふたを閉めて足元に置き、机上にこぼしたり、水滴によって解答用紙を汚損しないよう十分注意すること。

2010年度 同志社大学大学院
司法研究科法務専攻（法科大学院）専門職学位課程
入学試験問題 法律科目試験

(行政法)

第1問 次の文章を読み、〔条文〕を参照して、【設問】に答えなさい。(25点)

甲県に居住する刀剣類の美術愛好家であるAは、ヨーロッパ旅行をし、旅先のスペインで外国製刀剣である1本のサーベルを購入した。Aは、帰国して甲県教育委員会（以下「甲」という。）に対しサーベルの登録の申請をした。しかし、甲は、銃砲刀剣類登録規則（以下「登録規則」という。）4条2項によると、刀剣の登録対象は「日本刀」に限られることを理由にサーベルの登録を拒否した。Aの購入したサーベルは、乙空港警察署長において仮領置中であつたが、登録の拒否がなされたので、一定の手続がとられ廃棄処分とされることになった。

しかし、Aは、サーベルは銃砲刀剣類所持等取締法（以下「銃刀法」という。）14条1項の「美術品として価値のある刀剣類」に当たり所持が許されるので、甲の解釈は誤っているのではないかと考えている。

【設問】甲とAのどちらの法的判断が妥当と考えられるか。理由を付して答えなさい。

〔条文〕

(1) 銃砲刀剣類所持等取締法

(趣旨)

第1条 この法律は、銃砲、刀剣類等の所持、使用等に関する危害予防上必要な規制について定めるものとする。

(所持の禁止)

第3条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、銃砲又は刀剣類を所持してはならない。

一～五 (略)

六 第十四条の規定による登録を受けたもの（変装銃砲刀剣類を除く。）を所持する場合

七～十三 (略)

(登録)

第14条 都道府県の教育委員会は、美術品若しくは骨とう品として価値のある火縄式銃砲等の古式銃砲又は美術品として価値のある刀剣類の登録をするものとする。

2 銃砲又は刀剣類の所有者(所有者が明らかでない場合にあっては、現に所持する者。以下同じ。)で前項の登録を受けようとするものは、文部科学省令で定める手続により、その住所の所在する都道府県の教育委員会に登録の申請をしなければならない。

2010年度 同志社大学大学院
司法研究科法務専攻（法科大学院）専門職学位課程
入学試験問題 法律科目試験

(行政法)

- 3 第一項の登録は、登録審査委員の鑑定に基いてしなければならない。
- 4 都道府県の教育委員会は、第一項の規定による登録をした場合においては、速やかにその旨を登録を受けた銃砲又は刀剣類の所有者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に通知しなければならない。
- 5 第一項の登録の方法、第三項の登録審査委員の任命及び職務、同項の鑑定の基準及び手続その他登録に関し必要な細目は、文部科学省令で定める。

(2) 銃砲刀剣類登録規則

銃砲刀剣類等所持取締法（昭和三十三年法律第六号）の規定に基き、銃砲刀剣類登録規則を次のように定める。

(鑑定の基準)

第4条 火縄式銃砲等の古式銃砲の鑑定は、日本製銃砲にあつてはおおむね慶応三年以前に製造されたもの、外国製銃砲にあつてはおおむね同年以前に我が国に伝来したものであつて、次の各号のいずれかに該当するものであるか否かについて行うものとする。

- 一 火縄式、火打ち石式、管打ち式、紙薬包式又はピン打ち式（かに目式）の銃砲で、形状、象嵌、彫り物等に美しさが認められるもの又は資料として価値のあるもの
 - 二 前号に掲げるものに準ずる銃砲で骨とう品として価値のあるもの（明治十九年以降実用に供せられている実包を使用できるものを除く。）
- 2 刀剣類の鑑定は、日本刀であつて、次の各号の一に該当するものであるか否かについて行なうものとする。
- 一 姿、鍛え、刃文、彫り物等に美しさが認められ、又は各派の伝統的特色が明らかに示されているもの
 - 二 銘文が資料として価値のあるもの
 - 三 ゆい緒、伝来が史料的価値のあるもの
 - 四 前各号に掲げるものに準ずる刀剣類で、その外装が工芸品として価値のあるもの

第2問 行政上の義務の履行確保の制度について、知るところをすべて述べなさい。

(25点)